

## 仕様書(案)

### 1 件名

台東区立中央図書館「アクティブラーニングルーム 学び場」運営等業務委託

### 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3 履行場所

台東区立中央図書館2F アクティブラーニングルーム 学び場(生涯学習センター内)

### 4 委託業務内容

台東区子供読書活動推進計画(第五期)に基づき設置された「アクティブラーニングルーム 学び場」にファシリテーターを配置し、以下の点に留意し業務を実施する。

#### (1) 図書館利用のきっかけの提供

図書館の利用促進を目的とした気軽に参加できるイベントや意見聴取のためのワークショップ等を開催すること

#### (2) グループ学習や利用者主体のイベント実施へ支援

利用者同士が話し合いながら学習や問題解決を図ることにより、協力・協同の必要性を学ぶことを目的に、必要に応じて課題解決への方向性を示し、利用者の自主性を引き出せるようサポートする。

※1 ただし、個別の教科の指導については含まない

※2 利用者主体のイベントについて

#### (3) 10代の「自分の居場所」の確保

自由に一人でくつろぐ、友達と話す、趣味(読書や絵を描く)を楽しむなど、個々が思い思いに過ごし、自宅でも学校でもないサードプレイスとしての安全な居場所を提供する。

#### (4) アクティブラーニングルーム学び場 オープニング記念イベントの実施

企画の内容、実施日等については図書館と調整を行う

#### (5) その他

- ① 利用者アンケートを実施し、意見、要望をまとめ、図書館職員に共有すること
- ② 図書館職員と月1回以上行う、運営調整会議
- ③ 室内の安全管理に関する一次対応
- ③ カウンター委託職員との連絡、情報共有
- ④ カウンター内消耗品及び室内貸出用品の補充に関すること

- ⑤ 業務報告書等の作成、提出
- ⑥ その他事業に必要な事項

## 5 実施体制等

【利用対象者】 小学校 5 年生から 19 歳(20 歳の誕生日まで)

【実施日時】

### (1)実施日

中央図書館開館日のうち、年末年始を除く週3日(うち1日は土日を含む)。

### (2)時間

午後3時～午後8時 (日、祝は午前10時～午後5時)までを必須とする。

ただし、事業者の提案により開館時間の範囲内で(午前 9 時～午後 8 時)で中央図書館と協議の上、延長することができる。

※夏休み、春休みの期間中については、原則6日

【実施体制】

### (1)ファシリテーター

上記、実施日時につき、1ポスト以上配置する。

利用者との関係を構築し、学習についてのアドバイスや、その後の利用者主体の自主事業(イベント等)の開催につなげることを想定しているため、社会教育主事など青少年の育成に係る資格や、専門知識があるものを配置すること。

※ファシリテーターについて、時間や曜日によって配置人員を変更する際は、利用者との関係構築という観点から、伝染病など非常時を除き、委託期間中は最少人数で対応すること。

### (2)指導・監督者

ファシリテーターとして大学生や、資格があるパートタイマーなどを配置する場合は、図書館との調整や現場指導に必要な人員を付けること。ただし、この人員については現場への配置を必須とせず、必要に応じての出勤を可とする。

### (3)その他

イベント実施や準備などに必要な人数

【資格等】

### (1)ファシリテーター

個々の子供の特性を理解し、子供の自主性を引き出しながら、助言を与えたり、問題解決に導くことができる者、また子供と図書館をつなぐ役割ができる者として、社会教育主事、児童厚生指導員などの資格を持つ者。または、児童の指導・育成に関する専門知識を有する者、同業務の経験を有する者。

### (2)指導・監督者

ファシリテーターに大学生など、知識はあるが経験が浅い者を配置する際に、

ファシリテーターの能力を補う、資格・経験を持つ者。

## 6 業務報告

配置日ごとに所定の用紙による業務報告書を作成し、内容を確認の上、1か月単位でまとめ、翌月の10日までに図書館に提出すること。

## 7 支払い方法

受託者からの請求に基づき、毎月支払うこととする。

## 8 費用負担

- (1) 室内の業務に必要な用紙、印刷用品等消耗品は委託者が用意する。
- (2) 業務の履行に必要なPC、プリンタ等備品は委託者が用意する。
- (3) 業務履行に必要な通信費(インターネット、電話)は、委託者の負担とするが、受託者と配置要員の連絡等に要する経費については、受託者の負担とする。

## 9 本業務の再委託について

再委託を行わないと業務が円滑に履行できない場合には再委託の必要性を提示し、区による承諾を得た場合に限り再委託を認めることとする。そのため、再委託を希望する場合には、業務の開始前に下記の事項を記した書類を提出して区の承諾を得ること。

## 10 特記事項

### (1) 法令遵守

受託者は、本契約業務の実施にあたって、関係する法令、条例、規則等を遵守すること。

### (2) 秘密保持

受託者は、本委託業務の履行により知り得た委託業務内容の一切を第三者に漏らしてはならないこと。

なお、契約期間終了後も同様とする。

### (3) 個人情報

個人情報の取り扱いにあたっては、総務省・厚生労働省・経済産業省発出の「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」

(令和4年4月1日 一部改正)を遵守することとする。

### (4) 委託者が委託作業期間中に、受託者の業務履行状況の確認を目的とし

て、受託者(再委託先を含む)の作業場所へ立ち入り検査を実施する場合は協力すること。

(5) 障害を理由とする差別の解消の推進

本契約の履行にあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針を遵守すること

(6) ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等

本契約の履行にあたり、自動車を使用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定により、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- ③ できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するように努めること。  
なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合は、速やかに提示又は提出すること。

(7) 道路交通法等の遵守について

本契約の履行に当たり、自転車を利用する際には、受託者の責任においてヘルメットの着用に努める等、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令及び都・区条例の規定を遵守すること。

(8) その他

- ・本契約の履行にあたっては、区と十分な打ち合わせを行うこと。
- ・本仕様に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ、定めるものとする。

## 1.1 所管課

台東区立中央図書館 児童・分室担当

〒111-8621 台東区西浅草3-25-16 台東区立生涯学習センター4階

TEL：03-5246-5911(直通)

Email：Zigyo-event.2j7@city.taito.tokyo.jp